

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

健康推進課

○ 知事指定薬物の指定の失効

医薬安全課

【公告】

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十一年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

神経内科クリニックなんば

都窪郡早島町若宮三五四一―一五

平成三十一年一月一日

平成31年1月4日 岡山県公報 第12056号

◎岡山県告示第二号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成三十一年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（「二ー（四ーエチルーニ・五ージメトキシフェニル）エチル」アミノ）メチル）フェノール（通称名ニ五EーNB OH、ニCーEーNB OH）及びその塩類

2 三ー「一ー（一ーピペリジニル）シクロヘキシル」フェノール（通称名三ーHOーPC P、三ーOHーPC P、三ーHydroxyーPC P）及びその塩類

3 キノリンー八ーイルルーペンチルー一Hーインダゾールー三ーカルボキシラート（通称名NP Bー二二）及びその塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成三十年十二月二十九日

平成31年1月4日 岡山県公報 第12056号

〔一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年一月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市八代字森清田二三二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町八一四一ーグランウッド二〇五号室

片岡 直起

片岡 里絵

三 許可番号

岡山県指令建指第二一七号